

豊川市監査公表第24号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和3年8月27日

豊川市監査委員	武	田	久	計
同	鈴	木	篤	男
同	浦	野	隼	次

別紙

定例監査（学校）の結果に関する報告

1 監査の対象施設及び所管部署

（1）対象施設

三蔵子小学校、金屋小学校、金屋中学校

（2）所管部署

教育委員会庶務課、学校教育課、学校給食課

2 監査の範囲

令和2年4月1日～令和3年8月19日

3 監査の実施期間

令和3年7月9日～令和3年8月19日

4 監査の方法

監査に当たっては、あらかじめ説明資料等の提出を求め、関係諸帳簿及び書類等を照合、確認等するとともに、関係職員から聴取するなどの方法により実施した。

監査の項目としては、以下のとおりである。

(1) 一般項目

- ア 予算執行状況について
- イ 収入未済の取扱事務について
- ウ 備品等の管理に関する事務について
- エ 受託事業に関する事務について
- オ 公金の取扱事務について
- カ 物品の購入事務について（出先直接購入分）
- キ 庶務その他事務について

5 監査の結果

監査の結果は、次のとおりである。

【三蔵子小学校、金屋小学校、金屋中学校】

(1) 総括

監査の項目については、適正に執行されていると認められた。

【教育委員会庶務課、学校教育課、学校給食課】

(1) 総括

監査の項目については、適正に執行されていると認められた。